年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成11年5月を26万円、同年6月から同年11月までの期間を30万円、同年12月を26万円、12年2月を30万円、同年4月を24万円、同年5月から同年11月までの期間を30万円、13年1月から同年10月までの期間を30万円、及び同年11月を24万円に訂正することが必要である。なお、事業主は、申立人に係る上記期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月1日から14年11月1日まで 私が有限会社Aに勤務していた平成11年5月から14年10月までの 標準報酬月額は、年金記録では、18万円となっているが、私が所持し ている給与明細書では、支給額が30万円を超える月もあり、また、給 与から控除された厚生年金保険料額は、年金記録上の標準報酬月額に基 づく保険料控除額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額と給与支給額との相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成 11 年 5 月を 26 万円、同年 6 月から同年 11 月までの期間を 30 万円、同年 12 月

を 26 万円、12 年 2 月 を 30 万円、同年 4 月 を 24 万円、同年 5 月 から同年 11 月までの期間を 30 万円、13 年 1 月 から同年 10 月までの期間を 30 万円、及び同年 11 月 を 24 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成12年1月、同年3月及び同年12月については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額が、申立人が所持する給与明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額を上回っていることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

一方、申立期間のうち、平成13年12月から14年10月までの期間については、有限会社Aの元事業主は、「申立人に係る厚生年金保険関係の資料は処分してしまい、保管していない。」と回答している上、ほかに当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できる関連資料は見当たらない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成8年12月から9年11月までの期間は24万円、同年12月から11年11月までの期間は22万円、同年12月から12年11月までの期間は24万円、同年12月から13年11月までの期間は26万円、同年12月から15年8月までの期間は28万円、同年9月から19年6月までの期間は30万円、及び同年7月から20年3月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に 基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から20年4月30日まで 私は、株式会社Aに平成5年8月半ば頃から20年4月まで勤務して おり、途中で何度か昇給し、15年7月に結婚したので、同年9月から は家族手当も付いた。

しかし、ねんきん定期便によると、入社してから退社するまでの標準報酬月額が 20 万円となっており、申立期間の標準報酬月額及び保険料納付額が、給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票の金額と相違している。

給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票は、申立期間の一部期間分しか持っていないが、実際の報酬額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が 行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立 人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、 これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成8年12月から14年11月までの期間については、B町から提出された平成10年度から15年度までの住民税決定証明書により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額から、平成8年12月から9年11月までの期間は24万円、同年12月から11年11月までの期間は22万円、同年12月から12年11月までの期間は24万円、同年12月から13年11月までの期間は26万円、及び同年12月から14年11月までの期間は28万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 14 年 12 月から 20 年 3 月までの標準報酬 月額については、B町から提出された平成 16 年度から 20 年度までの住民 税決定証明書並びに申立人が所持する平成 18 年 10 月から 20 年 3 月までの給料支払明細書(平成 19 年 6 月を除く。)及び 15 年から 19 年までの給与所得の源泉徴収票により確認又は推認できる報酬月額から、14 年 12 月から 15 年 8 月までの期間は 28 万円、同年 9 月から 19 年 6 月までの期間は 30 万円、及び同年 7 月から 20 年 3 月までの期間は 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものの金額は不明としているが、年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同資格喪失届によると、申立人の平成15年9月から20年3月までの標準報酬月額は20万円となっている上、C厚生年金基金の加入員台帳によると、申立人が同基金に加入した6年9月から20年3月までの標準報酬月額も20万円となっており、いずれもオンライン記録と一致していることが確認できることから、事業主は、上記の住民税決定証明書、給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票から確認又は推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間の標準報酬月額のうち、平成8年4月から同年 11 月までの期間については、給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票等の関連資料が無い上、申立人が9年4月まで住民登録していたD町(当時は、E町)には、住民税に係る資料は保存されていないため、当該期間の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、当該事業所は既に破産手続が終結している上、事業主、破産管財人、破産申立代理人及び当該事業所の決算事務等を行っていた公認会計士に照会したが、いずれも申立期間当時の資料を保存していないため、申立

人に係る保険料控除額等については不明と回答している。

さらに、申立期間当時の同僚8人に照会したが、回答があった3人は、いずれも当時の給料支払明細書等を所持していないため、報酬月額及び保険料控除額は不明と回答している上、申立期間当時の経理担当者は、当時の保険料控除等については分からないと回答している。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間うち、平成8年4月から同年 11 月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和 45 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 5 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月21日から同年5月1日まで 私の年金記録を照会したところ、昭和45年4月21日にA株式会社B 支店で資格喪失、同年5月1日に同社C支店で資格取得となっており、 未加入期間が生じている。

昭和45年4月21日付けで異動発令されたが、A株式会社C支店に異動したのは同年5月1日であり、勤務は継続していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し(昭和 45 年 5 月 1 日にA株式会社B支店から同社 C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B支店における厚生年金保険被保険者原票の記載から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 45 年4月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者記録の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和44年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月21日から同年3月3日まで 厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A株 式会社C工場で昭和44年2月21日に資格喪失、同社B工場で同年3月 3日に資格取得となっており、1か月の未加入期間が生じている。

A株式会社には昭和37年4月に入社してから48年7月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し(昭和44年2月21日にA株式会社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の年金事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連 資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及 び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城国民年金 事案 1464

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び 47 年 11 月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から43年3月まで

② 昭和47年11月から49年12月まで

昭和 49 年4月に国民年金への任意加入の勧めについて書かれていた 広報紙(A市)が来たので、B支所に行き加入手続をした。その時に特 別相談窓口が設けられており、年金相談をしたところ、未納期間があり、 今なら特例納付ができると職員から言われた。未納期間と任意加入しな かった期間の国民年金保険料を計算してもらったところ、6万6,600円 であり、1回では納付できないので分割で納付することにし、同年6月 に3万3,300円、同年9月に3万3,300円を金融機関で納付した。その 時の領収書は紛失したが、納付したことは間違いないので申立期間を国 民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付をしたのは、第2回特例納付実施期間(昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで)中の昭和 49 年 6 月及び同年 9 月の 2 回であるとしているところ、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及び A 市の国民年金保険料特例分割納付記録票によると、第3回特例納付実施期間(昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで)中の 54 年 6 月 22 日に 36 年 4 月から同年 9 月までの保険料 2 万 4,000 円を、54 年 11 月 30 日に 36 年 10 月から 37 年 3 月までの保険料 2 万 4,000 円をそれぞれ納付していることが確認できるが、それ以外に特例納付をした形跡は見当たらない。

また、国民年金保険料を特例納付する場合には、先に経過した月の分から順次充当するものとされているところ、上記のとおり、保険料の収納が

制度上開始された昭和36年4月から37年3月までの保険料が第3回特例納付実施期間中に納付されていることを踏まえると、申立期間に係る保険料が第2回特例納付実施期間中に納付されたとは考え難い。

さらに、申立期間②について、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金の強制加入資格を取得し、43年9月2日に同資格を喪失してから50年1月7日に任意加入するまでの間、国民年金に加入した記録は無いことから、申立期間②は国民年金の未加入期間として取り扱われており、特例納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1465

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47年12月から49年3月までの期間、54年12月から61年3月までの期間、同年4月から平成元年3月までの期間及び2年10月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から49年3月まで

② 昭和54年12月から61年3月まで

③ 昭和61年4月から平成元年3月まで

④ 平成2年10月から3年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなので、未納となっていることに納得がいかない。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和47年11月頃に国民年金の加入手続をしたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は49年3月28日に払い出されていることが確認でき、申立人が加入手続の際に市役所の窓口で交付されたとする国民年金手帳の発行日は同年5月21日であることが確認できるとともに、A市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、同年4月から同年6月までの国民年金保険料については、同年7月に納付したことが確認できるが、それ以外に納付した記録は確認できない。

また、申立期間②について、A市の国民年金被保険者名簿(紙名簿及び電子データ)及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、昭和49年7月1日に強制加入による国民年金被保険者資格を喪失してから61年4月1日に第1号被保険者資格を取得するまでの間、国民年金に加入した記録は無いことから、申立期間②は国民年金の未加入期間として取

り扱われており、納付書は発行されず、申立人は、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③について、A市の国民年金被保険者名簿(電子データ)によると、昭和 61 年4月1日の国民年金第1号被保険者資格取得に係る処理が平成元年6月 15 日に行われていることが確認できることから、申立人は、その頃に国民年金の加入手続を行い、昭和 61 年4月1日に遡及して同資格を取得したものと推認されるが、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間③の一部は、時効により、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間④について、オンライン記録によると、申立人が国民年金被保険者資格を喪失し、厚生年金保険被保険者期間となっていた平成3年10月から4年3月までの期間の国民年金保険料を誤って納付したことに伴い、過誤納保険料が発生し、時効消滅していなかった未納期間である申立期間④の直前の2年4月から同年9月までの期間の保険料に充当処理が行われていることが確認でき、申立期間④について、保険料を納付していた状況はうかがえない。

その上、申立人は、各申立期間の国民年金保険料については、遡って納付したことや、まとめて納付したことは無く、毎月納付していたとしていることから、申立期間①及び③について過年度納付や特例納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間②について、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1466

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月

私は、平成7年2月に転職した際に、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、納付書が来たので社会保険事務所(当時)に出向き、国民年金保険料を納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年2月に転職した際に、国民年金の加入手続を行った 記憶は無いと述べているところ、オンライン記録によれば、申立人の公的 年金の加入記録は厚生年金保険だけであり、申立人に国民年金手帳記号番 号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は、 国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を 納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、申立人の妻の申立期間に係る種別変更 (第3号被保険者から第1号被保険者への変更)の処理が平成8年8月9 日に行われ、同年8月12日に納付書が作成されていることが確認できる ほか、申立期間である7年2月の妻の国民年金保険料が8年8月19日に 過年度納付されていることが確認できるところ、申立人の妻は、婚姻した 元年10月以降、自身で納付したことは無い旨述べていることから、申立 人が納付したとする申立期間の保険料は、妻の保険料であったと考えるの が自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1467

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年4月までの期間及び6年10月から7年 1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認める ことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年11月から3年4月まで

② 平成6年10月から7年1月まで

年金記録を確認したところ、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かったが、私は各申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。

特に申立期間②については、A市B支所の窓口で未納期間があるとの説明を受け、夫が納付してくれた記憶がある。

各申立期間について、国民年金保険料を納付したのは事実なので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付した 時期や場所等についての記憶が定かではなく、保険料の納付状況が不明で ある。

申立期間②について、A市において作成された申立人に係る国民年金被保険者名簿(電子データ)によれば、当該期間に係る国民年金被保険者の資格取得及び喪失の入力処理が同市において平成9年3月24日に行われており、当該処理日時点において、申立期間②に係る国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録によれば、上記処理日時点で時効が経過していない当該期間後の7年2月から同年4月までの国民年金保険料について、過年度分保険料として収納されていることが確認できる。

また、申立期間①及び②について、上記名簿によれば、当該期間は未納

とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人について未統合となっている記録は確認できない上、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1468

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年3月まで

私は、両親と一緒に飲食店を営んでおり、申立期間当時は母が家族3 人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間を国民年金保険料 の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、国民年金の記号番号として「 $\times\times\times\times$ $-\times\times\times\times\times\times$ 第一号」と記載されているところ、国民年金手帳番号割振設定表によれば、当該記号番号は昭和 60 年 7月 2日にA市に対して払い出されたものであることが確認できる上、国民年金法において第一号から第三号までの被保険者種別ができたのは 61 年 4 月であることから、申立人に係る国民年金の加入手続は同年 4 月以降に行われたものと認められ、その時点で申立期間のうち 55 年 4 月から 58 年 12 月までの期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、仮に、昭和 61 年4月に申立人に係る国民年金の加入手続がなされたとすると、その時点で国民年金保険料を納付することができる期間(昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで)についても、当該期間の保険料は過年度保険料となるため、社会保険事務所(当時)が発行する納付書により金融機関で納付することとなり、申立人の母の「毎月自宅を訪れていた集金人に納付していた。」との証言とは合致しない上、A市で国民年金保険料が3か月ごとの納付から毎月納付となったのは 61 年 4 月以降であり、申立人の母の「毎月支払っていた。」との証言は同年 4 月以降の保険料納付済期間に対応するものである可能性が高い。

さらに、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人の住民票上の住所は

出生から平成 21 年 6 月 4 日まで変更されておらず、ほかに別の国民年金 手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿(電子データ)によれば、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から同年12月1日まで 私は、平成8年4月からA事業所に勤務していたが、同年10月末で 退職し、B事業所に同年11月1日に採用され、同年11月30日まで勤 務していたので申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況等に関する詳細な記憶及びB事業所の回答から、申立人が平成8年11月1日に当該事業所に採用され、同年11月30日に退職していることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に申立人の厚生年金保険の届出状況等について照会したところ、社会保険に関する届出等の資料は保管されていないが、当事業所で保管している申立人に係る臨時職員台帳には、社会保険関係の欄に斜線が引いてあることなどから、申立期間は社会保険には加入させていなかったのではないかと回答している。

また、当該事業所の回答及び申立人の記憶から、申立期間後の平成8年 12 月から9年3月までに申立人の後任者として交代で当該事業所に勤務 していることが確認できる前勤務先で一緒だった元同僚(3人)について は、オンライン記録によると、いずれも当該事業所における厚生年金保険 の加入記録は見当たらない。

さらに、当該事業所のオンライン記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から同年10月16日まで 私は、平成12年3月に株式会社Aに勤務した後、申立期間は株式会 社B(後にC株式会社)に勤務し、その後約2か月間D株式会社勤務と なった。給与については、いずれの会社においても額面35万円で手取 りは約30万円であり、ほぼ同じだった。

しかし、ねんきん定期便でC株式会社における申立期間の標準報酬月額の記録が報酬の半分ぐらいである 15 万円であったことを初めて知った。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が 行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額 及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であるこ とから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正 の要否を判断することになる。

申立人から提出された申立期間内の平成 13 年 5 月分、同年 6 月分及び同年 8 月分の給与明細書並びにこれらの各月分の諸手当明細により確認できる報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが認められるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、C株式会社において厚生年金保険被保

険者記録がある者のうち、4人の標準報酬月額は、申立人と同様に平成13年4月1日の随時改定により、同事業所での資格取得時の標準報酬月額に比べおおむね半分以下に減額されていることが確認できるが、上記4人に照会したところ、回答があった2人は申立人と同じ職種だったとし、うち1人は、「平成13年4月頃、歩合給に変更となり、基本給が下がった。当時、会社側から電話等で説明を受けた。」旨回答していることを踏まえると、当該事業所においては、申立期間当時、給与体系の変更に伴い標準報酬月額を減額する随時改定がなされ、減額後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたことがうかがわれる。

さらに、C株式会社は、当時の代表取締役2人のうち、1人は他界し、ほかの1人は当時の資料を有しておらず、詳しい事情は分からないとしていることなどから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等を確認することができない上、同事業所における申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年から33年まで

私は、学校を卒業してから1年後ぐらいに、A市のB株式会社(現在は、株式会社CのD支店)に就職した。

結婚を契機に退社した時に退職金は出なかったが、入社の際に見習期間の説明も無かったため正社員だったと思うので、申立期間に厚生年金保険に加入していたのかどうか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚が所持する社員旅行の写真(撮影時期は不明)に申立人が認められること、及び別の同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人がB株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所では、申立期間当時の資料が保存されていないため、 申立人の在籍状況等については不明と回答している。

また、当該事業所において申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録がある同僚8人に照会したが、回答があった7人のうち、4人は、i)入社後4か月又は6か月は厚生年金保険に加入させてもらえなかった、ii)補助的な仕事をする見習みたいな人は、厚生年金保険に加入していなかった、iii)中には、手取りが少なくなるので厚生年金保険に加入したくないという人もいた、等と証言しているほか、別の1人は、「私は、入社してから3年ぐらい後に厚生年金保険に加入したが、当時はすぐ辞める人が多かったので、入社後しばらく様子を見て、長続きしそうな人を正社員にして厚生年金保険に加入させていた。」旨証言している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、 申立期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名及び申立人が記 憶している複数の同僚女性の姓は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無いことから、申立期間当時の当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和64年1月5日から平成元年3月まで ねんきん定期便によると、私がA事業所(現在は、B事業所)に勤務 していた昭和64年1月5日から平成元年3月までの厚生年金保険加入 記録が無いが、同事業所の非常勤職員として勤務していたので、申立期 間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚(常勤職員)の証言により、勤務期間の特定はできないが、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の当該事業所における申立期間の雇用保険加入記録は見当たらない上、B事業所では、申立期間当時の資料が保存されていないため、申立人の在籍期間及び厚生年金保険加入状況については不明と回答している。

また、当該事業所において申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録がある同僚 11 人に照会したが、回答があった 6 人全員が申立人を知らないと回答していることから、申立期間における申立人の勤務状況等を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に健康保険証をもらった記憶は無いと述べている。

加えて、当該事業所に係るオンライン記録によると、申立期間に被保険 者資格を取得した者は見当たらない上、整理番号に欠番も無いほか、申立 人が申立期間に同じ業務を一緒に行ったとする同僚及び平成3年1月から 同年3月頃まで同じ業務を行ったとする者の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月24日から同年8月10日まで

② 昭和33年3月25日から同年5月8日まで

③ 昭和33年5月24日から同年9月1日まで

申立期間①は、船舶A(船舶所有者は、B氏)に昭和29年4月24日から乗船していたが、年金記録を確認したところ、船員保険の加入記録が同年8月10日の資格取得となっており、当該期間の加入記録が無かった。

また、申立期間②は、船舶Aに乗船し、申立期間③は、船舶C(船舶所有者は、D氏)に乗船していたが、いずれの期間も船員保険の加入記録が無かった。

いずれの期間も船員手帳には、雇入れの記載があるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する船員手帳により、申立期間①、②及び③について、申立人が船員として船舶A及び船舶Cに雇用されていたことが推認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめ船員手帳に記載された労働条件の適法性等を確認するために設けているものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、船舶A及び船舶Cの船員保険被保険者名簿において、船員保険の被保険者となっていることが確認できる同僚のうち、所在が確認できた複数の同僚に照会したところ、ほぼ全員から申立人を知っているとの回答を

得たが、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除に関する証言は得られなかった。

さらに、申立人に対し複数回にわたり照会を行ったが、回答を得ることができず、申立内容の詳細を確認することができないため、申立期間の勤務状況等が不明である。

加えて、申立てに係る船舶所有者の事業を承継した法人は、申立期間当時の船員名簿等の資料を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から38年7月20日まで

A株式会社B営業所を退職した時に退職金は受領したが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間が脱退手当金支給済期間とされていることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA株式会社B営業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の請求が行われたことをうかがわせる「脱 38 年8月2日受付」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年10月18日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間直後から昭和 43 年 11 月に婚姻するまでの間に国民年金の加入手続を行っておらず、他の公的年金にも未加入であることから、被保険者期間を通算して、将来の年金に反映させる意思があったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 38 年当時、社会保険事務所(当時)では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間がある

ことだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から40年1月6日まで 株式会社Aには約4年間勤めて退職したが、急な退職だったので最後 の給料や退職金はもらっておらず、脱退手当金も受給した覚えは無い。 申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の請求が行われたことを示す「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和40年6月28日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 40 年当時、社会保険事務所(当時)では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間があることだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年11月11日から19年4月1日まで

② 昭和19年4月1日から20年8月20日まで

私は、昭和17年11月11日から20年8月20日まで、A株式会社B 支店にて厚生年金保険に加入したが、年金記録を確認したところ、この 期間について脱退手当金を受給したとされていることが分かった。

終戦後、早々に辞めてC県に帰ってきたため、脱退手当金を受給する ことはできなかったはずなので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保險被保險者台帳には、脱退手当金が支給されていたことを示す表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月後の昭和20年12月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、終戦後すぐにC県に帰ったため、脱退手当金を受け取ることはできなかったはずであると主張しているが、脱退手当金の支給については、支給決定時点において請求者の住所が遠隔地であっても、隔地払により、申立人の居住地の最寄りの金融機関等での受領が可能であったことから、申立人の上記主張のみでは、脱退手当金の支給自体を疑わせる要素とはならない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。